

平成 29 年

南 三 陸 町 議 会 会 議 録

第 8 回定例会 12月 6 日 開 会  
12月13日 閉 会

南 三 陸 町 議 会

平成 29 年 12 月 8 日（金曜日）

第 8 回南三陸町議会定例会会議録

（第 3 日目）

---

平成29年12月8日（金曜日）

---

応招議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

---

出席議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町長	最知	明広君

会計管理者兼出納室長	三浦清隆君
総務課長	高橋一清君
企画課長	阿部俊光君
震災復興企画調整監	橋本貴宏君
管財課長	佐藤正文君
町民税務課長	阿部明広君
保健福祉課長	三浦浩君
環境対策課長	佐藤和則君
農林水産課長	及川明君
商工観光課長	佐藤宏明君
建設課長	三浦孝君
建設課技術参事 (漁港・漁集事業担当)	田中剛君
危機管理課長	村田保幸君
復興事業推進課長	男澤知樹君
総合支所長	阿部修治君
上下水道事業所長	糟谷克吉君
南三陸病院事務長	佐々木三郎君
総務課長補佐	大森隆市君
総務課主幹兼財政係長	佐々木一之君
教育委員会部局	
教育長	佐藤達朗君
教育総務課長	菅原義明君
生涯学習課長	三浦勝美君
監査委員部局	
代表監査委員	芳賀長恒君
事務局長	佐藤孝志君
選挙管理委員会部局	
書記長	高橋一清君
農業委員会部局	

事務局職員出席者

事務局 長	佐藤 孝志
総務係 長 兼 議事調査係 長	小野 寛和

---

議事日程 第3号

平成29年12月8日（金曜日） 午前10時00分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
  - 第 2 一般質問
  - 第 3 陳情8の1 日本政府へ「核兵器禁止条約の批准を求める意見書」提出に関するお願い
  - 第 4 発議第 9号 議会活性化特別委員会設置にかかる決議について
  - 第 5 発議第10号 三陸沿岸道路整備促進特別委員会設置にかかる決議について
- 

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5まで

午前10時00分 開議

○議長（三浦清人君） おはようございます。

本日もよろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員数は16人であります。これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三浦清人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において9番今野雄紀君、10番高橋兼次君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

---

#### 日程第2 一般質問

○議長（三浦清人君） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告6番及川幸子君。質問件名、高齢者福祉の充実について。2、自治会の組織について。以上2件について、一問一答方式による及川幸子君の登壇、発言を許します。7番及川幸子君。

〔7番 及川幸子君 登壇〕

○7番（及川幸子君） おはようございます。7番及川幸子です。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、次の点についてご質問いたします。

まず、1点目ですけれども、高齢者福祉の充実について。

①77歳以上の方々の名簿を作成し、敬老会に利用する考えは。

2点目、ひとり暮らし家庭の現状と課題は。

3点目、買い物難民や病院難民がふえています。特に沼田、中央、西団地だが、解消策をどのように考えているかお伺ひいたします。

なお、私も年齢的に高齢者を迎えましたので、ご答弁につきましては、早口ではなく、ゆっくりとしたご答弁でしていただきますことを希望いたします。

以上、壇上から終わります。（「ゆっくり」「聞いてなかったですか。ゆっくり」の声あり）

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 私も高齢者ですから、ゆっくりしゃべります。

おはようございます。

及川幸子議員のご質問、高齢者福祉の充実についてお答えさせていただきます。

まず1点目のご質問、敬老会名簿の作成についてであります。敬老会についてはご案内のとおり、震災後、南三陸ホテル観洋を会場にいたしまして、3日間にわたって開催をしているところであります。ことしは696名、27.6%の方にご参加をいただき、昨年度と比較しますと、1.2%ほど参加者が増加をいたしております。

敬老対象者の名簿作成については、震災前は策定をいたしていたところではあります。個人情報保護法施行と同時に名簿の作成を行わないこととしたところであります。

次に、ご質問の2点目、ひとり暮らし家庭の現状と課題についてであります。当町の高齢者ひとり暮らし世帯は平成28年度末、宮城県高齢者人口調査では533世帯となっており、各住宅団地では自治会行事が行われるなどして生活を支えるためのコミュニティづくりが推進されているところであります。課題としては、生活を支える支援者が身近にいないことで、介護や日常的な生活支援の不安。緊急時の対応が困難であることなどがあり、地域包括支援センターへの相談内容も多岐にわたり、相談件数は増加傾向にあります。このようなことから、高齢者一人一人にあった介護サービスの提供について、継続的な支援に努めてまいりたいと考えております。

最後に、ご質問の3点目。買い物難民対策、通院難民対策についてであります。まず介護の難民対策といたしましては、昨年度より生活支援体制整備事業の中で、生活支援コーディネーターを配置し、町内の地域情報を収集し、復興住宅内のLSA、ライフサポートアドバイザーやケアマネージャーを通じまして、移動販売車などの情報を提供しているところであります。

また、通院難民対策につきましては、医療機関との連携によりまして、医師が自宅に出向き診察をする訪問診療を行っており、身体状況等に応じ、医療機関に相談することで医療が途切れることがないような体制づくりを行っているところであります。現在、国の方針といたしましては、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう地域包括ケアの推進に力を入れているところであり、当町でも町内の41団体、各関係機関とともに、地域包括ケア推進協議会を設立し、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される仕組みづくりなどの検討を行っているところでありますので、引き続き高齢者の皆さんが安心して暮らせるまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） それでは、1点目から再質問させていただきます。

まず、敬老会の名簿ですけれども、27.6%の人が参加して、あとの人たち70%の人が出席していないということで、年々観洋に行って敬老会するのが楽しみだよ、よかったよという声が聞こえてきて、じゃあ来年は参加してみようかという人のほうが多くなってきていると思うんです。その中で、以前私も高齢者福祉の分で担当していましたが、すごく名簿があった時代なんですけれども、その名簿を見ると、近場の年齢の人はそれを見ただけで、あ、あの人も生きています、この人もご存命だということで、力になったという声があり、そして、どうして最近名簿を出さないんでしょうねということも聞かれるので、個人情報保護法ができてから、ほかに利用されたり何かする場合もあるから名簿を出さないんだよってということで回答はしておりましたけれども、それが、見て心の支えになっているという老人の人たちが多ございます。そうした中、全戸、毎戸77歳以上の方はご案内出すわけなんですよ。そうすると出席するかしないかというご案内を出します。そうしたとき、そのはがきの中に、この名簿を出すことに同意しますか、しませんかというその1項を入れて、また敬老会に出席するしないも含めて、またそれを送ってやるということなので、それを使えば同意を得たものとして、掲載できるというそういうやりやすいことを、考え方によってはいろいろあると思うんです。

だから、個人情報保護法ばかり言わないで、高齢者の人が何を望んでいるのか、どうしてもほしいのか。私もここで、町民の皆さんの代弁をしているわけですから、そういうことを考えて工夫してもらって、できないことをどうやったらできるかということを考えてもらいたいと思います。

それから、生年月日まででなくて、何歳という表記でいいと思うんですよ。そうすると、自分も年齢が近いところで、この方だあの方だというのがわかるので、名前、地区名、年齢、それだけでも十分だと思うんですよ。何も、細かい生年月日とか電話番号とかそういうものを載せなくてもいいんですから。その判断だと思うんです。そういうところを考えてもらいたい。その点いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 及川議員のところには名簿が欲しいというご意見が寄せられるという話ですが、震災以来、ずっと名簿作成をしてごさいませんが、私の知る範囲といいますか、私のところに名簿が必要だというお声をいただいたことは1度もごさいません。例えば名簿をつくるのに、今言ったように、同意をとった方だけを載せればいいのかと。及川議員の先ほ



どの趣旨とすると、基本的には同級生の誰々が元気であるんだねというそういう話ということが必要だというご意見でございますが、基本的に、載せるのが例えば参加する方の3割未満の方々、その方の一部の方しか載せられなくなってしまう。それが、及川議員がいうように、あの人もあの人も元気だねというのとどう結びつくのかということについては、なかなか私もちょっと理解がしがたい部分がございますが、いずれこの件について、もう少し詳しくは担当課長から答弁をさせたいと思います。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） おはようございます。

ただいまの名簿の件でございますが、当課といたしましても必要性については協議はしてまいったところでありますが、結果として、今このような世の中におきまして名簿をつくって配布するリスクを考えると、一部ではそういった情報も欲しいという方もいらっしゃるようですけれども、総体的に考えた場合は、なかなかそういったものをつくって配布するといったことについては消極的であろうと。そういった結論に基づきまして、現在もなお、そうした名簿の配布といったことは行っておりませんので、その辺はよろしくご理解をお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 町長のところには来ていないといいますけれども、こういう話というのは、そう大きく捉えると大事な話ではないと。常日ごろの会話の中から出てくるんですよ。何を求めているかというのは。身近な人だから言えるのであって、わざわざ電話か何かに出してまで、町長のところに電話でよこす事例ではないと思いますよ。会場ですか。会場ではないんですよ、私はね。歩いていて、そういう人たちが、聞こえてくるんです。

敬老会に出席する人たちだけでなく、そのはがきの中に、名簿をつくるので同意しますかという同意を書いてやると、出席しなくても名簿だったらいいって、そういう考えの人もいると思うんですよ。出席するだけの人ではなくて。出席する人だけが出席というのへ同意してよこすっていう解釈ではないと思うんですよ。名簿だったらいいですよって。出席はしないけれどもって、そういうパーセンテージも出てくると思うんですよ。そこは、毎年こういうことをやっているんだなって、1年で結果が出るわけじゃないですよ。そうすると、その名簿を見て、ああ、そうなのかっていう次の年はまたふえている可能性もあると思うんです。だから、こういうことで1年やったから結果が出るのではなくて、やっぱり震災前の敬老会だって、毎年毎年そうやってきて、敬老会に出るとこういう楽しみ方があるんだ、こういう人

との出会いがあるんだ。そういうことだと思うんですよ、敬老会って。お膳を食べにくるわけでない。あの人に会ったよ、この人に会ったよって。そういうことが、高齢者の人たちには生きがいになるのかなって。ささやかだけれども生きがいになっているのかなってという思いがいたします。

今のご答弁を聞くと、全く考えていないというお話ですけれども、引き続き私は高齢者の代弁者として、これを今後とも議場で話していくかと思っております。

そうすると、今後この敬老会の名簿については考えていないというところの解釈でよろしいでしょうか。もう一度お願いします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 今の時点でも、ご質問があったからやりますというわけにはなかなかない。保護法の関係もございますので。その辺は一つご理解をいただきたいと思ひますし、それから担当もなかなか大変なんですよ。参加する確認とか、バスに乗るか乗らないかという返答も大変あやふやな回答が多いんです。それを一々確認するという作業も、限られた職員の人数でやっていますので、そこは多分、及川議員も前にそういう役割を担っていることがあったわけですから、その職員の大変さというのはわかっていると思ひますが、そこにまたそういった問題を、問題というか、名簿の問題が入ってきますと、なかなかこれはまた職員も大変な仕事を抱えるということになりますので、そこは一つご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 仕事が大変だって言われますけれども、それをやるのが職員じゃないでしょうか。今までと同じことを、それにプラスするから大変だではなくて、町民が何を望んでいるのか、どうしてもらいたいのか、そこをやっていくのが職員の仕事でないでしょうか。そういうことを、大変だからできない。そういうことを言っていくと、何もできないと思ひんですけれども。

この南三陸町は地域柄があるんですよ、やっぱり。今言ったように、出る、出ない、当日までごたごたしているというのは。年齢が増せば増すほど、風邪をひくかもわからない、転倒するかもしれない。そんな中、高齢者というのはそういう危険性を常に日常に潜んでいるんです。だから、そういう大変さも十分にわかります。自分も仕事をしてきたので。そこを、町民が高齢者の人たちが年に1回の敬老会に出るのに、服まで準備して、そして出てくるんです。皆さん、楽しみにして。年々高齢者が増加していく中で、やはりその楽しみを、より

以上の大きなものにしていくには、やっぱり高齢者の気持ちというものを組み込んでもらえるというのも大事でないかなと思われまます。

そして、私、何をこれで言いたいのかというと、ここの南三陸町は皆知っている人が多いんです。地縁血縁の人たちが、都会と違って。そういう人たちが長生きしていただいて、今後住宅問題も入るわけですけれども、後段でお話しようと思っていましてけれども、その親戚関係、そういう人たちのニーズを引っ張り出して孤立しないコミュニティをつくっていったら、要するに、昔はそうでした。皆お金がなくても、寄り添って、皆つながりで生きてきて、要するに、ゆいっこ、おでって、仕事もそうやってやってきました。今、しかし住環境が違ってきています。プライバシーの問題が出てきています。余計なことをしなくてもいい。自分のことだけしていればいい。そういう地域のつながり、親戚のつながり、個人のつながり、そういうのが薄れてきております。それが大きな要因かなって、私的にはそう思っております。

そういう地域柄ですから、そのかわり面倒を見るとなると、やはり大きな力が、1人から2人、2人から3人となると、大きな力につながっていきます。そういうことを考えて、ひとり暮らしの人たちも支えられるんじゃないかなとそういう思いもありますので、これは強く今後とも引き続きやってもらう方向で、私は何回でもこの質問に対しては質問していくつもりでおりますけれども。そういう思いがあります。

ですから、名簿1つって簡単に皆さんが、元気な人たちはそう捉えますけれども、高齢者にとってみれば1年1年が大事な年月になっていきます。だから、私はそういう人たちの気持ちを酌み取って、できることからやっていけたらと思って、ここの質問に立たせていただいているんです。そういうことでもありますから、乗り切れないというようなお話のようがっかりしますけれども。

時間もありますから、次の2点目に入ります。

それから、2点目。ひとり暮らし家庭の現状と課題を把握しているかということなんですけれども、今のお話の続きになりますけれども、533世帯、ひとり暮らしの世帯といますけれども、ここの中で一番心配なのは、私も選挙で、ここの団地、公営住宅を歩かせていただきましたけれども、多いです。やはり、誰も来ない。歩いてみると。誰も来ませんって言われております。今聞くと、LSA、それからケアマネージャーさん、お医者さんのことは訪問介護で来ていらっしゃるんですけれども、グレイゾーンの人たちですね。グレイゾーンの人たちが、団地に入ってドア1枚の生活ですから、誰も来ないと話すこともなく、住宅問題の

関係も、おわびにも紙切れ1枚で家賃が変わりますということで来て、誰も来ないという、そういうことで嘆いておりましたけれども。

まず、これでお伺いしたいことは、住宅の家賃の文書の出し方ですね。やはり、おわびから先に入らなきゃならないんでしょうけれども、聞いてみますと、家賃が変わったから、このようになりましたから払ってくださいという文書だったといいますけれども、この辺、実状はどうだったのかお答えください。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 確か、65世帯に関しましては、お一人お一人訪問してお話をさせていただいております。これは請求がおくれた部分でございます。

それから、通常にお支払いをしていただいている分で、家賃算定が間違っている部分がありました。これについては、おっしゃるように、おわび文と家賃が変わりますと、差額が発生しておりますので、後ほど手続をさせていただきたいという内容でございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） その点については、わかりました。

ひとり暮らしの方で亡くなっている方が、沼田にもうちにもあるんですけども、死亡原因についてはさまざまですけども、多分アルコール依存症の方も多くなっている。そういうような見られ方、私も見ております。

一番は、やっぱり年齢的なものもあって働けない。そして、やはり男性の方が多いです。そうした中、支援員さんが回っているから見守りは大丈夫だろうという先ほどのご答弁のようでしたけれども、その支援員だけに任せていいのか。

そして、情報は上がっているからわかると思うんですけども、そこに行くまでのプロセスですね。なぜ、そういう、死亡原因はいろいろあるにしても、孤独死、大きくくりでいくと孤独死になろうかと私は見ておりますけれども、孤独だからアルコールに走る。アルコールに走るから孤独になる。それは、卵が先か鶏が先か、皆おのおのの価値観で違ってきますけれども、そういった心配も危惧されるんですけども。

今、予防に力を入れていると。大事なことです。元気なうちから、健康で長生きすることを考えていかなきゃならないんだよということをPRしていることは、当然知っておりますけれども、働けなくなってからそうではなくて、やっぱり働いているうちから基本姿勢というのは大切でないかなと思うんです。

そういった中、これらの周知をどのように指導しているのか、この辺お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） ベースとして大事なことは、行政には限界が当然あります。大事なことは、やっぱり地域でお互いに皆さんで支え合うという体制を構築をしていくということが、ベースとして一番大事な、基本的なことだろうと私は思っております。そういった観点で、町としても地域包括支援センターに、さまざまな困りごと相談を含めて来ているというお話は来ておりますので、そういった対応については支援センターでもやっているという認識をしてございますが、いずれにしてもさまざまな各家庭、課題、いろいろ問題を抱えているということは十分に承知しておりますが、すべからくというわけにはなかなかまいりませんが、極力、町としてもできる範囲の中でしっかりとやっていくということの姿勢については、これからは変わらないと思いますし、その辺の考え方については、もう少し詳しく保健福祉課長からも答弁させたいと思います。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 見守りの支援体制につきましては、町長が申し上げましたとおりL S A等を中心にいたしまして、気がかりな高齢者の方に対しましては、その頻度をランク分けしながら訪問している状況にもございます。

また、見守り体制ということでは、みやぎ生協さん、それから河北新報さん、J Aさんといった形で、各事業者さんからの提案に基づきまして協定を締結して、配達等々のときに異常があった場合は連絡をいただく体制などを確立しておりますので、今後もその辺の体制を継続しながら、また、強固なものにしていきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 今、民間企業の方たちに協力をもたらしているってお話がありますがけれども、そこまでいくと、もう終わりに近いんですよ。例えば、新聞配達が3日たった4日たった。それで発見したときには、もう遅いんですよ。だから、その前に、その前からのつながり、そういうことが大事なんです。

先ほどから個人情報があるから云々と言いますがけれども、やはりそれは都会の話で、ここにいれば、ご近所、両隣、親しく声を交わす。そういうことが、毎日顔を見て、お互いにご存命であるな、元気でいられるな、それが大事だと思うんですよ。

だから、週1回支援員さんが回ったから元気であるよ。それは保健福祉課に上がっていくうちには、その日のうちに上がっていくわけではないですから、恐らく週1回、支援員さんからの報告が直接保健福祉担当課に上がっていくのか、その辺、見守りはどのようになっている

るのか、その辺も。地域の力と一緒に、民間企業だけでなく、そういう地域の力をどのように協力体制を取っているのか、今後どのように地域の力を活用していくのか、考えがあったらお答えください。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 初めに、孤独死等が多発しているような感じの質問に聞こえたんですけども、現状そのようなことはありませんので、そこは一つご理解をいただいた上で、訪問の回数につきましては、その方の状況に応じまして、1週間に1回程度でいい方、それから毎日声かけをしなくちゃいけない方、そういった個々の状態にあわせて支援員さんも訪問等を行っている状況でありますし、24時間体制で町が全部見るということは、先ほど来、町長も申しておりますとおり、できる部分と全てにおいてできない部分というのがありますので、極力そういったことをフォローできるような体制を、1つの事業じゃなくしていろいろな事業を抱き合わせて行っている状況でございます。

今後も、その辺はまたいろいろな意見を取り合わせながら、また、地域包括ケアシステムの構築という中で、今41団体の方に参加をいただいて、いろいろ自分たちがおこなっている事業とかそういったことで、今後の支援に結びつけられるような事業をお互いに支援を探し合っているといった状況も展開してございますので、そういったところからまた新たなサービス等々生まれることを期待しながら、こちら積極的に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） この問題は、自治会等の後で、2問目に出してくる自治体のコミュニティもありますので後でも触れさせていただきますけれども、今、41団体の推進計画というものが出されましたけれども、その内容を詳しくお知らせください。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 町内のいろいろな企業、それから代表者の方、介護、医療、福祉に限らず、産業、経済、いろいろな団体の方に参加をいただいて、地域全体で高齢者の支援をしていくといった考えのもとに、皆さんにお集まりをいただいている状況でございます。

窓口は地域包括支援センターになっておりますが、町の行政の組織という展開ではなく、そういった関心のある方々に集まっていただいて、そういった協議を行っている状況でございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 今、関心のある方々についてのお話がありましたけれども、関心のある方々、じゃあ関心がない人たちはこのメンバーに入っていないのかって思われますけれども、とられますけれども、私は、個人情報保護法が先ほどの敬老会の話にも出てきました。そうすると、こういう問題にも個人情報が絡んでくるのか、絡んでくるのであれば大変だと思いうんですよ。

これからの事業としては、高齢者に対しては、地域見守り、隣近所、昔のような支え合いで地域活動をやっていたら、個人情報云々ではなくて、よりよいつながりができるのかなと思いうんです。

そういうところを、そうですね。先ほどの孤独死がないと言いましたけれども、私は孤独死ではなくて、いろいろな原因で亡くなっている人たちが、ひとり暮らしの方たちが、ことしになって耳にしています。そういうことは、原因がそれぞれ違うけれども、話を聞いてみると、やはりアル中とかいろいろな方がおります。例を上げれば、アル中であればそういった孤独死に近いような、アルコールに走るのかな、依存症になるのかな。自分で治そうとする気がない限り、アルコール依存症はどこまでもそれで死に追い詰められていくというような問題もあると思いうんですけれども、そこに行くまでの過程をどうフォローしていくか、支えていくか、そこが重要だと思いうんです。

そういう41団体の、関係する団体だけに任せていいのか。そういう思いがありますので、もう1回その辺をお願いします。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） ちょっと、言葉の端々を、揚げ足を取られると困るんですけども、関心を持ってもらえるように、こちら働きかけながらやっている状況でありまして、41団体だけと申しましても、町内のいろいろな代表の方々、200人も300人も集めたら逆に話し合いになりませんので、その辺は考えていただければなと思うところでありまして、町として全く何も努力していないわけではございませんので、できる限り、24時間、365日の体制というのはできないというのは議員もおわかりだと思いますので、その中で、町としてできること、それから民間さんに担っていただくこと、それから皆で考えること、そういったことをすみ分けをしながら行っておりますので、何かまるっきり行政が何もしていないとか、昔のつながりがと言われても、地区の昔からの縁故関係だって、親類関係を、それを行政側としてどのように応援するかということは、またなかなか難しいこともありますし、地域でそういったつながりというのが一番大事なんだと思いうんですので、そういったつながりにつき

ましては、できる限りのフォローはしているつもりでありますので、その辺はよろしくご理解をお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） このつながりの問題については、次の自治会の組織の関係もありますので、この辺にしておきます。

それでは、次の3点目。買い物難民、通院難民がふえていますということで、特にこの沼田、中央、西団地、これらの解消策ということで質問したところ、自分らしい生活が大事だということですが、まさにそのとおりだと思います。そうした場合、車の運転をしない方が多ございます。やはりここもグレーゾーンですね。そうした場合、まだ道路ができてないですけれども、ウジエさんに買い物に行く、下がる、病院に行く。そうしたとき、町内循環バスが、この間どなたかの質問で道路ができればその辺も解消になるよってという話も出されました。ご答弁もありましたけれども、そうした場合、例を上げますと、例えばウジエさんであればバスが出ております。お買い物バスということがありますけれども、当然ウジエさんに買い物に行くわけですが、その辺との連携、そういう民間が出しているバスなんかを利用したりってことの考えはいかがなものかなと思いますけれども、いかがでしょうか、その点。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 買い物難民という、難民という言葉が果たしてどうなのかなと私は思うんですけども、基本的に買い物に行ける方々は、買い物に行きます。ご案内のとおり、ちょっと古い話というか震災前からの話になりますが、全国の各自治体の商店が疲弊をしてきたという大きな要因の1つが、通販の拡大です。商店で買わなくても通販で買い物をして、それで済ませるといふ方々が結構います。それが、ひいては地域の商店街の疲弊を招いてきたということがございます。

町内で、今、会社名を出して恐縮なんですけどもコープさんなんかと契約している方々も多分2,000人以上いらっしゃると思います。そういった方々は、買い物に来るんじゃないで、要するに、私は買い物に行けないで、これで通販で買物をしましよという方々がそれくらい町内にいらっしゃるんですよ。これが、たまたまコープさんと話しましたが、ほかでもそういうケースが多々ございます。ですから、皆さんそれぞれの、自分が買い物に行けないときは、じゃあどうやって生活を支えるかということ、皆さんそれぞれお考えになっているということの一つご理解をいただきたいと思っております。



あと、バスの件は企画課長から。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 志津川3団地の移動手段という観点で、特に高齢者の部分についてのお尋ねなんですけれども、これまでも申し上げてまいりましたが、東と中央につきましては、BRTが、まず幹線を走ってございます。病院、役場、それからウジェスーパーと、大きく拠点の移動があると思うんですけれども、その駅に行けば、まずは1区間で乗れますので、町としてはBRTの積極的な利用をこれからも呼びかけていきたいと。

さらに加えて、町民バスまで、スーパーさんが独自に出しているバスということは、スーパーは独自ではいいんですけれども、その間にまできめ細かく町民バスを入れるということになりますと、これは財源の問題も含めて非常に難しいと。むしろ、その分を、例えば旭ヶ丘とか西団地のほうにバスを1本でも回すとか、そのような志津川の全体の調整というのは、これから考えていかなければなりませんけれども、基本的に、すべからく団地の隅々の区画まで全てというようなどころについては、これは非常に難しいと思っております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 難民という言葉を使ったことに対しては、それぞれ個人の価値観の違いとか、その言葉で、私もこれを出すにつれて、いいかなということは一応は迷いましたけれども、出した以上は使わせていただきますけれども。

要は困っているということですからね。今、企画課長の答弁ですと、無理なのかなという、そこまで、すべからずではなくて、私は団地間を結ぶ、買い物、病院、循環バスを町内バスを、時間的なBRTではなくて、BRTはあくまでも骨です。そうした場合、やはり回せるのは町内バスだと思うんです。そこを、浜回り、時間調整、団地まで来ました。それによってダイヤ改正すると思うんです。団地を回しながら時間の誤差、それから乗る時間、回る順番、それらによって、病院、買い物に町内を回ると思うので、それに対して、この3つの団地をすべからずではなくて、最低限、沼田、東、中央、西とつながって、そこを町内バスで路線として午前、午後回れば、それを利用する方たちも出てくるのかなと思うんです。すべからずではなくて、最低限その1カ所とまるところを決めて、できれば町内バスが手を上げて乗れるというような、以前ありましたけれども、フリーバスっていう。そういうものになれると一番都合がいいと思うんですけれども、年寄りにはバス停まで行くのが、距離がある人もいると思うんです。そういう観点から、手を上げて乗れるというのが理想だと思われるんです。そういうようなことも考えてあげると、非常に助かるのかなと。

いずれ我々も必ず歳をとっていきます。車を運転できなくなります。そういうことを考えてみても、やはり高齢者の人たちは歩いて買い物に行くということは、家族がある人たちは家族が買い物するからいいんですけども、これから、ひとり暮らしはどんどんふえていきます。そうしたことを考えると、やはり便利な自分らしい生活をするには、そういうのも手助けの1つかな。行政が手助けの1つになるのかなという思いがします。そんな意味で、やはり町内バスを有効活用させる方法を考えていただきたいと思います。

それから、震災前ですかね。旧町、震災前っていうよりも旧町ですと、患者輸送バスっていつてね。患者を病院まで運ぶっていうそういうようなバスもありました。

いろいろニーズも変わってきて、今、皆車社会なので、毎戸車があるので、家族が送ったり、そしてタクシーで来ている人もおります。そうしたことを考えると、やはりサービス、行政としてのサービスは町内バスであれば、そこまで考えるのも1つの手立てだなと思いますけれども。今後の展開としてお願いします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） できること、できないことがありますので、できないことだけ先に1つ申し上げさせていただきますが、バスのフリー区間、手を上げて乗るということは、町内では警察が全く許可しません。ここは一つご理解いただきたい。これは、交通安全上の問題です。そこは一つご理解いただかないと、これからもまた、そういった、どこかで手を上げたらとまってくれるようなバスというお話になると思いますので、これは明確にできないということはお話ししておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 高台の3団地を結ぶバスというお話ですが、実は、現在走ってございます。東を出て、中央団地に行きますと、小学校の裏に集会所があるんですけども、そこでとまります。そこから西団地に行きます。旭ヶ丘の坂を登って西団地の集会所があるんですけども、そこがまた1つの停留所になってございますので、便数は1日4本か5本くらいだったと思いますが、現状、今走ることが可能な範囲でやっております。

隅々というのは、団地内の、何ていうんでしょう、区画の隅々という部分もあるんですけども、人それぞれ、きのうも申し上げましたが、病院とか買い物とか目的もありますので、そういう利用者のニーズを全部をかなえるというところまで及びますと、これは財源上とても難しいということになりますので、まず優先の高い路線、それから、どういう方々が町民バスを利用しているのかと。これは、もう医療、教育、あるいは買い物というところが上

位に入ると思いますので、できるだけその方々が恩恵にあやかれるようなダイヤ改正をするというのが基本的な考え方になります。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 3団地、歩いているということは承知しました。

手上げのフリーバスについてはできないということなんですけれども、以前はやっておりました。フリーバスね。それは、どんな基準でやっていたのか、今現在はできないとすれば何が問題だったのか、その辺お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 以前やっていたのは、入谷の小森から奥のほうでして、歌津の浜のほうと、基本的には交通量の少ない場所、そういうところは警察がいろいろ調査をして、それで許可を出します。しかしながら、市街地におきましては、これは交通安全上認めないということですので、そこは一つご理解いただきたい。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） そうすると、入谷とその浜のほう、交通量の少ないところできていたということは、じゃあ今後とも、そういう以前やっていたところは手上げ方式でやれるということの解釈でよろしいでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 今のお話だと、高台の難民の話ですよ。結局、そういった方々の交通弱者をどう救うかということの議論ですので、市街地というお話をさせていただきましたけれども、そこまで、全町的な話になると、これはまた総合的に勘案しなければいけないと思います。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） たまたまフリーバスの話が出ましたけれども、ちょっとずれますけれどもフリーバスの関係で、もし入谷、以前やっていたところができるというお話も見受けられますけれども、今後どうでしょう。今の一般質問からちょっとずれますけれども、ちょうどたまたまフリーバスの話が出ましたので、その辺、今後交通の混雑のない入谷とか浜のほう、そういうところが、今までやっていたところが、そういうことがフリーバスとして手上げバスができるかどうかです。今後。以前やっていたところ。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 入谷地区については、まだ復興ということで、直接的に混雑雑踏し

ているわけではありませんけれども、ダイヤの改正というのは、入谷だけ断片的にやるものではありません。戸倉、入谷、歌津全部含めて、総合的にやっていくということから、基本的にまず復興事業で、道路、川、橋、そしてインフラがしっかり整ってから、ちゃんとしたというのはおかしいですけれども、正常時のバス運行ルートを考えていくことになるのかと思います。その中の1つに旧来、宮城交通が自主事業で運行していたときに、入谷の地区をフリー乗降区間にしてやっていたというところもございますので、いつかはそういう可能性は十分あるだろうと思っていますし、実はそこも含めて、将来のバスの運行の計画の条項に1つ盛り込んでありますので、しっかりそこは検討していきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） ちょっと横道にそれますけれども、国道も歌津まで三陸道が伸びます。そうすると国道の形態も変わってきますけれども、以前やっていた入谷、歌津、その辺はぜひ今後とも運行改正にあわせて、遠い将来でない近い将来、フリーバスにさせていただきますように希望します。

以前、同僚議員からもその話が出ていまして、非常に停留所が遠くて高齢者の人たちが大変だという声も聞かれております。そういったことから、地元の人たちの要望も多いと思いますので、ぜひこれは近い将来、そういうフリーバスにさせていただきますよう願います。

では、ちょっと横道にそれましたけれども、もとに戻りまして、それから、1つ聞き逃したのがあります。

アルコール依存の方がどの程度いるのか、ひとり暮らしの方たちで。把握しているのであれば、その辺お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） ひとり暮らしの方とアルコール依存をすぐ結びつけるといったことは、ちょっと、いかがなことかと思うんですけれども、数値的なものとしてもちょっと手元にそういった分析をしてございませんので、ここでの答弁は控えさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 手元に持っていないということですか。分析していないというように今聞き取られたんですけれども。

ひとり暮らしじゃなくてもいいです。アルコール依存症の人がどの程度いるのかという単純な質問です。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） ですので、アルコール依存の方が単純に何人いらっしゃるかということなのでしょう。（「何%でいいです」の声あり）何%、分母分子の数字の出どころとか、そういったものがちょっと手元にありませんけれども（「アルコール依存症の定義」の声あり）その辺も、通常の生活に支障を来すようなアルコール依存ということでの話かと思うんですけれども、そういった調査を行ってはおりますので、ちょっと今手元に具体的な数字を持っておりませんので、そういった情報について分析結果があれば後刻報告したいと思います。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 今なぜ聞いたかということ、大事なことなんです、これは。今家族のうちで、そういう方があるとすると、家庭崩壊につながっていく大事な要因なんですよ。このアルコール依存というのは、ですから、これに力を入れていってもらわないと、この指導をやっていただかないと、家庭崩壊につながる。ひとり暮らし、もちろんそういうものにまで大きく発展していく要因の1つなんです。

だから、ここのいる中で、皆さんに例えると、1合で晩酌が済む人、5合で済む人、いろいろさまざまだと思いますけれども、自分でアルコール依存だっていう誰も思っていないと思いますけれども、それが積み重ねに、毎日毎日の積み重ねで、そうなるって行くんです。ですから、常々健康管理をしていくには、そういうところからメスを入れて指導して入っていかなくゃならないと思うんですよ。ですから、生活習慣病、それらと一緒にこの問題を行政が入って指導していかないと、そういうアルコール依存症の人がどんどんふえて行って、家庭崩壊につながって行ってしまおうと、そういうことになっていくので、別問題でしょうという捉え方をしている男性の方もいると思いますけれども、それだけ重大なことですということ

です。  
後で、その辺教えてください。危機感を持って、この問題に取り組んでもらいたいということをお願いいたします。

それでは、1つ目の問題はこれで終わらせていただきます。

○議長（三浦清人君） 及川議員。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開は11時15分といたします。

午前10時59分 休憩

午前11時15分 開議

○議長（三浦清人君） 再開いたします。

先ほど、7番及川議員に対する答弁漏れがありましたので、発言を許可します。保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） それでは、アルコール依存の関係で、数値が確認できましたので、ご報告させていただきます。

去年1年間で、40件ほどのアルコール依存の方の相談なり状況を確認してございます。うち15名ほどがちょっと重度と思われるということで、引き続きケース会議等を開きながら、関連を持っているところでございます。

この15人のうち、四、五人ほどが治療まで、医療のほうに現在医療につながっているところでありまして、残りの十名ほどは経過観察といった状況でございます。

○議長（三浦清人君） 一般質問を続けます。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） ただいまの答弁、アルコール依存症の関係でご説明がありました。この40件というのは、あるいは家族から申し出だされた件数だと思います。そのほかに、出せない、出さない、家庭で眠っている人たちも多数あるかと思えます。このほかに、あるのが実際だと思えます。

震災後、仕事がなくなって、やはりこういうアルコール依存の人がどんどんふえているのかなと思えます。仕事があれば、何とか人は生きていかれる、あしたも仕事で頑張ろうというそういう意気込みが出てくるんですけども、震災で仕事が失われ、途方に暮れている人たちが走りやすいのがアルコールだと思います。

そんな中、そういう漏れている人たちも大分いるかと思うので、そこをやはりきめ細かく入っていけるのが行政、保健士の人たちでなかろうかなと思うので、その辺を今後とも手を緩ませないで、家庭訪問なり民生委員協議会の会議なりで、そういう情報を、ニーズを拾い上げていくということが大切だと思います。早いうちから芽を摘み取るということですね。そういうことが求められますので、ぜひ大変だと言わないで、南三陸町の町民のためにご努力されることを希望いたします。

では、まず1点目は終わりました、2点目です。

自席より、自治会組織について伺います。

1点、それぞれの団地によって自治会のあり方もまちまちだが、統一してはどうか。

2点目、コミュニティ活動の推進はというと、きのうも同僚議員から若干あったようなんで

すけれども、団地形成されて、新しいコミュニティがこれからできて、自治会組織が立ち上がって、やっていくというところなので、この辺は地域として大事なところですので、今後そのあり方ですね。お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、2件目のご質問にお答えをさせていただきますが、ご質問の1点目、それぞれの団地によって自治会のあり方がまちまちだが、統一してはどうかということではありますが、本町における自治組織、その主たるものとなる行政区の設定に関しましては、関係する地域住民の皆様のご意見をお伺いするなど進めてまいりました。防災集団移転団地や災害公営住宅の整備状況、地理的特性や行政区長が受け持つに当たり、適当と認められる範囲も踏まえながら、地域ごとの実状、課題などもお伺いし、できる限り地域住民の皆様のご要望に沿った行政区設定としてきたところであります。今後におきましても、行政区、その他の自治組織を運営いただく中において、新たに生じた課題などについて、その解決に向け、必要な対応を図ってまいりたいと考えております。

ご質問の2点目のコミュニティ活動の推進についてであります。本町では古くからあった行政区というつながりが、東日本大震災によって壊され、今新しい自治組織が生まれつつありますが、地域によってはまだ組織立ち上げに至っていないところもある状況であります。このような中、コミュニティ活動はそれぞれの地域の実状に応じて取り組まざるを得ませんし、自主的な活動である以上、もとより画一的なものにはなり得ません。それを踏まえて、行政区はそれぞれのコミュニティが意欲的に活動に取り組み続けられる環境をちよつとずつ整えていかなければならないと思っております。地域課題を解決し、住み慣れた地域で自分らしいを生涯継続できるように、官民一体となって立ち上げた組織活動等を基盤に、各分野をまたいだ横断的な仕組みにより、それぞれの活動を支援するほか、財政的にも支援できるような制度づくりを具体的に検討してまいりたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） それでは、ただいまの答弁でありましたけれども、引き続き今の組織を継続してやっていくというご答弁のようでした。その中で、今までと何が違うかということ、復興公営住宅の組織と今までの在来の区長会、地域を受け持つ区長会がございます。その辺の整合性、バランスが取れていないんです。ということは、現在の区長さん方は区長手当が出ております。新しいコミュニティの復興住宅には、そういう、地区によっては自治会の下組織になっている場合もあるし、全然そうではない別個の対等の区長会に入っているとこ

るもあります。そうした中で、例えば例を上げますと、1つ、区長会には区長報酬と1軒140円の報酬も入ります。区長会の傘下にある復興住宅の自治会組織は、別個に単独に自治会費を集めて、組織として成り立っています。しかし、今までの自治会は、区長報酬と1戸120円の手当もいただいています。その復興住宅のほうは、全然その手当がないままに、回し物、いろいろ班を通じてやっているような現状でございます。その辺を知っているのかどうか、まずもってお答えください。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 手当の関係でございますので、お答えします。

現在区長手当について、震災前からの考え方ですね。1つの行政区の中で統括していただいて、行政とのパイプ役をしていただくという役割において、戸数に応じた手当という仕組みになっておりますけれども、議員さんがおっしゃる、今度の災害公営住宅が行政区の中にできた場合、その災害公営住宅として1つのコミュニティなり、あるいは統括した役割をされる、地域によっては自治会長という呼び方をされるところもあるようですが、そちらのほうへの別だての手当ということのご質問かと思っておりますけれども、町とすれば、やはり1つの行政区を代表して全体を統括していただく区長さんという存在がございますので、そちらを通じてお世話をいただくと。自治会においては、また1つの行政区の中での関係性の整理は場合によっては必要性があるのかもしれませんが、地域の中でその辺のお話し合いをしていただく必要があるか、ないしは独自にやはり団地の中でのお世話をいただく方に一定の手当がいくような仕組みをつくるなりという工夫が必要になってくるのかもしれない。

いずれ、これらにつきましては、行政側でこのようにしていただきたいという形にはなかなかいきませんので、地域事情にあわせてご相談をしていただく機会に、もし町として何か助言が欲しいというときにはお邪魔をさせていただきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 今の説明だと、今現在の区長さん方の傘下にある位置づけというような解釈でよろしいでしょうかね。そうした場合、今何十戸と公営住宅、1棟60ぐらい、3階建てですと60ぐらいあると思いますね。そうすると、1部落と同じぐらいの世帯を抱えるわけです。そうすると、同じことをしなきゃならない。回し物でも、毎月2回来るものを全部今までの区長さんと同じことをするわけですよ。そうすると、やはり情報ですから、そっちらの区長さんもらっている、区長さんがもらっていて、何でこっちはもらっていないのという、平等性に欠けるので、やはりそこには苦情というものが出てきます。



そうしたところを、町として、区長さん、そこの団地、公営住宅なら3棟全部の自治会というものを区長会と同じレベルの区長さんというものの扱いをできないものか。そうしたほうが、かえっていいんじゃないかなと思うんですけども、入谷、志津川、歌津、皆それぞれありますよね。そうすると、やっぱり最低でも60は抱えているので、そういうお考えに立たないかどうか、もう一度お願いします。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 始まったばかりといいますか、災害公営住宅が本格的に動き出したばかりですので、将来的な町の必要までは語れませんが、今現在といいますか、これまでの考え方からすれば、大きな地域というのはやはりありました。これまでも、行政区の中で。

非常に大きな行政区の工夫といたしましては、文書の配布なんかを小割の班にしまして、その班長さんの役割としてそれぞれの配布を受け持っていてきたケースがございます。そういった方法が、例えば建物の中での工夫としてされて、自治会長さんお一人で全ての60世帯を文書を配布するというような負担を軽減していただくなどの工夫は必要になってくるのかなと感じておりますが、いずれ、現在町と行政区をつなぐ役割に対しての報酬という形のもので、行政区長さん1本でその役割を担っていただいているということがございます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 災害公営住宅の自治会ですけれども、議員がイメージしている行政区との考え方とはまた違うものでございまして、多分条例集がお手元にあるかと思うんですが、町営住宅条例の第20条に家賃以外で各入居者が負担すること、負担する事項がそれぞれ載っております。電気、ガス、水道は当然でございますけれども、共用部分の費用、維持管理、これは入居者の皆さんがすることになってございます。

主に、自治会の役割は、共有部分の維持管理を担うものが自治会の主な仕事でございます。それで、自治会費をお支払いをいただいております。約5,000円程度だと思いますが、皆様高いという大変不評をいただいております。しかしながら、その5,000円の中には、各住宅団地には浄化槽がございます。当然、下水道区域の皆様は毎月下水道料金をお支払いしているようにしますし、個別浄化槽の方は、それぞれ毎月管理業者に管理費をお支払いをしていると、当然そうやっているかと思っておりますけれども、同じように災害公営住宅の浄化槽について、その維持管理費用の負担する者は、入居者の皆様でございます。その管理主体としての自治会があるわけございまして、そこは通常の行政区と役割が違うということ、まずもって

ご理解をいただきたいと考えております。

それで、自治会を立ち上げるに当たって、将来的には自治会長さんが全てのことをやるのではなくて、やはり行政区になったときにすぐに移行できるように、班長さんをそれぞれ決めていただいております。基本的には、団地によってやり方はさまざまなので、町がそこまで細かいところまで一々指示はされていませんけれども、基本的には各班長さんがそれぞれの部屋に物を配るというシステムになっているかと理解をしているところでございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） ただいまの説明を受けますと、復興住宅のほうは共益費というものがあるから、そういうもので共用部分は賄っていくんだということで、ただいまの話の中の捉え方として、その共用部分の範囲の中で自治会長に対する報酬、班長もあり副班長もあるので、その辺は共益費の中から、そういうもの、報酬になるものを出してもいいんじゃないかという……ではない、今言っているのは、設備の関係での共益費があるということなんですか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 大変失礼いたしました。

行政区の、そもそもの性格と、自治会の性格、役割が初めから違うということをご説明申し上げました。あくまで行政区長は、町が、町と地域の皆様を結ぶパイプ役を担っていただきたいということで町が任命をしてございます。それから、自治会長につきましては、共用施設の維持管理、それから住宅団地内のコミュニケーションを調整していただきたいということで、基本的にはみずから立ち上げたものということになってございます。

議員、浜のほうが篤と詳しいかと思いますが、浜のほうに行きますと、行政区長さんと契約会長さんがいらっしゃいます。特定の地域を抜けば、契約会長さんは無報酬で多分業務に当たっているかと思えます。簡単に言えば、行政区長、自治会長は、浜のほうでいう契約会長と同じだというふうにご理解いただければと思えます。そこに対して、町が報酬を支払うということは多分やっていないと思えます。そういうことで、ご理解いただければと思えます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） ただいまの答弁でわかりました。契約会長、浜のほうに行くと契約会長と区長がいると。そういう立ち位置、復興住宅も契約会なりの立ち位置だということ、わかりました。

しかし、公営住宅については、昔からあった契約は歴代する何十年と引き継いできた地区のやり方ですけれども、今、ここの震災後、復興住宅というものが建ったわけですけれども、

新たなものですね。そうした場合、一般人、我々議員といえども一般の人にしてみると、やはり区長会と何らかわりないんでないか。役割というのは、配布物を渡して、区長と同じことをしているのではないかという一般の捉え方なんです。そこを、今言った、違うという説明をされた、私は、今ここにいる議員はわかったと思うんですけども、それを理解させるために、では集会所、区長会、自治会長さんを集めて、そういう説明を今後する必要あるのかなという思いがいたします。そのすみ分けね。どういうふうに違うんだって。

やはり、報酬という問題が絡んでくると、余計さらそうなんですよ。平等性を受ける側として。その違いがわからない限りは、片方は区長さんが、ぼんと来て、自治会に配布物を渡していく。そうすると、自治会のほうはそれを区分けして班へまとめてやるという。そういうことは、区長と同じことをしているのではないかなという捉え方がありますので、今後そういうことの違いというものをPRする、周知をしていく方法が必要でないかと思われましょけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 多分わからないのは及川議員がわからないだけで（「問題になっています」の声あり）独立して、行政、例えば板林は完全に独立した行政区になっています。災害公営住宅が。そこは、区長さんがもちろんいます。その中で、その方々にお世話をさせていただく。ところが、例えば柘沢の住宅になりますと、伊里前の下に、これ編入ということになっております。これは全て、地域の行政区長さん方と相談をしながら、ずっとこうやってやってきていますので、当該の方々は理解していると私は思っております。

わからないというのは、そこに参加しない方々はわからないかもしれませんが、基本的には、この行政区をどうするか、そういう問題については、地域の方々と意見交換をしながらやっていますから、基本的にはその当該の地域の皆さん方は理解いただいていると思っております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 私だけでないですかって町長の答弁ですけども、私のところにそういう苦情が来ているから、私があえてここで一般質問をしているわけなんです。そういうすみ分けというものが周知徹底されていないから、そういう疑問を抱かれるのだと思うんで、区長さん方はわかると思うんです。その自治会長さんの集まりというのは、あるんですか、ないんですか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 多分、入居に当たって、入居者に説明会、それから暮らしの懇談会、入居後の生活について、全てご説明をし、納得いただいた上で自治会の設立をしてございます。そもそも、自治会とは何ぞやから始めてございます。

先の質問の中で、地域とのつながりという言葉、盛んに議員がおっしゃっていましたがけれども、自治会はあくまで互助会でございますので、それで、繰り返しますけれども、班長さんは行政区が完全にできたときのために、それぞれ班長さんを決めさせていただいてございます。多分、その問題は、文書の問題につきましては、区長さんと自治会長さんの取り決めだと思うんですね。班長さんが全ております。そこに自治会長さんをかませるかどうかが、本来であれば班長さんがいるわけですから、区長さんが班の分を区分けして自治会長さんに渡せば1束を置くだけで済むので、そこは費用弁償がどうのこうのではなくて、区長さんと自治会長さんの調整の仕方にかかっているんだと思っています。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） ただいまの説明では、私はわかりましたけれども、その辺、認識不足の人たちも自治会の中でおります。区長会の会費と、自治会の会費は別個に取られていることも皆わかります。ただ、そういう現実があるということを知って、合同の会議があるかどうか分からないんですけれども、できればそういうことで疑惑を持たれないようなそういう指導ということをして今後ともやっていただきたいと思います。

時間は9分残っていますかね。

その中で、やはりコミュニティづくり、今後とも大切なことは、コミュニティづくりです。この、今言った区長会と自治会が一緒になるとうまいコミュニティがつくられていくんですけれども、今言った疑惑が持たれたり、疑心暗鬼になったりしていくと、どこまでもコミュニティがつくられない、時間がかかっていくので、その辺を払拭していくのも1つの策であろうと思いますけれども、このコミュニティづくりですね。先ほどの答弁の中で財政的な支援も必要だとありましたけれども、その辺、今後こういうことを、コミュニティを活発にしていって対策として、財政的支援というのはどういうことを考えているのかお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 例えば、地域のまちづくり活動を行うという場合においての、そういった活動に対する経費等についての交付金制度みたいなものを創設を考えているところがまず1つだと思います。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） その交付金制度は、手上げによって、例えば申請してもらいなりして補助金を出すようなシステムなのか、その辺お答えください。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 当然、私どもがこういった活動をしますということでの申請形式になるかと思えます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 現在までに、その交付金を活用して、どの程度の地区が申し込みしているか。できているんじゃないかと、これからそういうことを検討していくということですね。

これは、新しい自治会ができてくると、やはり自分たちの団地、自分たちの地区という思いが非常に町民にとっては多ございます。そして、みずから草刈りをするとか団地であれば団地に花をいっぱい植えようとか、そういう機運が高まっていますので、今この時点で、町長が言ったように財政的な支援、例えばプランターに花をいっぱい植えましょうとか、そういう美化運動などを環境対策課でやっています。美化運動などを踏まえて、いろいろな角度でそういう支援をしていくと、今始まったばかりなので、これからそれが継続されていくと思われまますので、その辺、横の連絡をとってやってもらいたいと思えますけれども、その辺のお考えはどうかをお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 町長の所信の中でも申し上げていると思えますが、新しいまちづくりに総合助成金制度のようなものを検討していきたいと。制度設計段階で、本当にざっくりとした感じではあるんですけども、やはり震災後に高台移転等によって、地域の居住の環境なりがまちまちだと思っているんです。地区ごとに課題もありますでしょうし、一例を上げれば、先ほど及川議員が言ったように、草刈り等があります。例えば、草刈りが得意な地区があるかもしれませんが、町場に来ると、それは苦手だと。そういったところを一発で解決するというのはなかなか難しいのであれば、得意なところはそのまま今までのやり方をしてもらって、苦手なところには新しいそういった町が十分とは言えないかもしれませんが、自由度の高い助成金制度を使いながら、それぞれの地域の課題にあったものにお使いいただくという方法などが、ざっくりとした考え方なんですよ。

あるいは、高齢者がいっぱいいるところには、高齢者向けの使い方。あるいは地区Pを積極的にやりたいというところ、あるいは移住者が比較的多いというところには移住者向けのプログラムにいろいろ使えるとか。そういった新しい地域の、使い勝手のいいようなそういう

制度ができないのかなという程度の話なので、これから時間をかけてそこは検討していきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） ただいまの、るる説明がありましたけれども、やはりコミュニティづくりをするには、そういった皆で出て参加型、それが一番いいのかなと思われまますので、その辺、今後とも検討していただいて、やっていただくことを希望いたします。

それから、先ほど言った環境対策課でやっている美化運動、花いっぱい運動などのこの周知の仕方ですけれども、それぞれの団地に手上げ方法でやらせるのか、それとも町でおのおの団地を決めて、ことしはこの地区、来年度はこの地区でやっていくのか、どのような絡ませ方をしていくのか、最後にお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤和則君） 環境美化のご質問ですので、私から回答させていただきます。

あくまで、各行政区には規約がございまして、その中には必ず地域の環境美化を皆でやるんだという規定が盛り込まれているかと思っておりますけれども、町で支援している植栽事業は、現在のところ、まちづくり協議会さんですね。公民館を通じて、そちらにお声がけして、手上げ方式で自分たちの地域に花を植えたいという地区をとりまとめていただいて、それに対して苗を助成するという形で展開させていただいているということでございますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 従来の方法をとるということなんですけれども、その辺、各団地、新しいコミュニティづくりには欠かせないことですので、周知のほう、PRですね。周知などをよろしく願いいたします。

あと1分なので、以上をもって自席からの一般質問を終了させていただきます。以上です。

○議長（三浦清人君） 以上で、及川幸子君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了いたします。

---

日程第3 陳情8の1 日本政府へ「核兵器禁止条約の批准を求める意見書」提出に関するお願い

○議長（三浦清人君） 日程第3、陳情8の1、日本政府へ「核兵器禁止条約の批准を求める意見書」提出に関するお願いを議題といたします。

職員に陳情を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） お諮りいたします。陳情 8 の 1 については、会議規則第 92 条第 2 項の規定により、委員会の付託を省略したいと思ます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、陳情 8 の 1 については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより陳情 8 の 1 を採決いたします。本陳情を採択と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） ご異議なしと認めます。よって、本陳情は採択とすることに決定いたしました。

---

#### 日程第 4 発議第 9 号 議会活性化特別委員会設置にかかる決議について

○議長（三浦清人君） 日程第 4、発議第 9 号、議会活性化特別委員会設置にかかる決議についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。5 番後藤伸太郎君。

○5 番（後藤伸太郎君） ただいま朗読していただいたとおりですが、町民の皆さんに寄り添った開かれた議会を現実のものとするため、具体的な議論を進める重要な特別委員会であります。

今回は、無投票での改選ということもあり、その重要性はより増しているとの認識から、議会行財政改革に関する特別委員会から名称を変えて設置することを提案するものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（三浦清人君） 提出者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより発議第9号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 発議第10号 三陸沿岸道路整備促進特別委員会設置にかかる決議について

○議長（三浦清人君） 日程第5、発議第10号、三陸沿岸道路整備促進特別委員会設置にかかる決議についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。8番村岡賢一君。

○8番（村岡賢一君） 今、事務局が説明したとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 提出者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより発議第10号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。

南三陸町議会委員会条例第9条の規定により、議会活性化特別委員会及び三陸沿岸道路整備促進特別委員会を開催いたしますので、議員の皆様は会議室にお集まり願います。



再開は1時30分といたします。

午前11時54分 休憩

---

午後1時28分 開議

○議長（三浦清人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、ご報告を申し上げます。

ただいま開催されました議会活性化特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、委員長より議長に、その結果について報告がありました。

委員長に星 喜美男君、副委員長に後藤伸太郎君が選任されましたので、ご報告いたします。

次に、三陸沿岸道路整備促進特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、委員長より議長に、その結果について報告がありました。

委員長に山内昇一君、副委員長に村岡賢一君が選任されましたので、ご報告いたします。

よろしく願いいたします。

お諮りいたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会することとし、11日、午前10時より本会議を開くことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上これにて散会することとし、11日、午前10時より本会議を開くことといたします。

本日は、これをもって散会といたします。

ご苦労さまでした。

午後1時30分 散会